

令和4年6月27日

お客様 各位

関係会社 岡安商事株式会社の行政処分に関するお詫びとお知らせ

弊社の代表取締役岡本安明（非常勤）が代表者である岡安商事株式会社が、令和4年6月24日付にて近畿財務局より金融商品取引法第51条及び同法第52条第1項の規定に基づく行政処分（業務改善命令並びに業務停止命令）を受けました。同じ「岡安」という名称を冠する会社がこのような事態に至りましたことは、弊社として極めて遺憾であり、弊社のお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを心から深くお詫び申し上げます。

岡安商事株式会社は、商品先物取引やFX取引等を取り扱う金融商品取引業者であります。弊社との間に業務面で重なることなく、業務上の提携関係等はありません。また、弊社がお客様からお預かりしているご資産等につきましては法令等に基づき証券保管振替機構等に分別保管されており、お客様にご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

従いまして、岡安商事株式会社が行政処分を受けたことによる弊社への影響は全くございませんので、弊社のお客様をはじめ関係者の皆様におかれましては、なにとぞご理解とご安心をいただき、今後とも引き続き弊社をご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岡安証券株式会社  
代表取締役社長  
岡本 昭治